

令和5年度

青森県農山漁村女性起業  
課題解決・活躍促進事業

公 募 要 領  
( 追 加 分 )

令和5年7月  
青 森 県



## はじめに

農山漁村の女性による農林水産物の加工、直売、農漁家レストラン等の起業活動は、農林水産物の付加価値向上のみならず、道の駅の魅力向上、地域の観光活性化など、地域振興に大きく貢献しており、これらの取組が増加することにより、更なる収益の増加や雇用創出、地域の魅力発信など、地域活性化や農林水産業の振興が期待されます。

このため、県では、起業にチャレンジする女性を支援し、起業活動の活性化を図る「青森県農山漁村女性起業課題解決・活躍促進事業」を公募方式により実施します。

### 1 事業内容及び採択要件等

#### (1) 取組内容

新規起業、経営力向上、高付加価値化を目指した取組や、加工技術等の向上・継承につながる取組

#### (2) 対象者

県内の農山漁村において起業活動に取り組む又は取り組もうとする農林漁業に従事する女性、又はこれらの農山漁村女性が中心となり組織する団体とします。

#### (3) 事業費等

ア 事業予算額：1, 267千円

イ 実施予定数：3実施主体程度

ウ 補助率及び補助金額：補助率は2分の1以内とし、補助金額は500千円を上限とします。

エ 支出方法：原則、精算払とします。ただし、知事が必要と認めた場合は、一部概算払により交付することができます。

#### (4) 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費は、本事業の目的に沿って策定された事業計画に基づき実施する取組に要する経費のうち、次に掲げるものとします。

ア 機械施設整備費

機械、簡易な施設等の購入、借用及び改良に要する経費

イ 新商品開発費

新商品の開発や既存商品の改良に要する経費

ウ 販売促進費

販売促進や販路拡大に要する経費

エ 技術伝承・担い手育成費

交流会や研修会の開催等に要する経費

オ 事務費

事務用品の購入に要する経費

カ その他の経費

上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

## (5) 採択要件

次に掲げる要件を全て満たすこと。

- ア 農林水産資源を活用する取組であること。
- イ 家族経営協定等で起業部門を設定しているか、又は事業実施期間中に起業部門を協定等で設定することが確実であること。法人又は農業者の組織する団体の場合は、定款や規約等に起業部門が位置付けられていること、又は位置付けることが確実であること。
- ウ 事業内容の実現性が高い取組であること。
- エ 地域における雇用創出や技術の伝承による担い手の育成など、地域全体への波及効果が高い取組であること。
- オ 同一の事業内容で、本事業以外の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

## (6) その他留意事項

他の知的財産権を侵害しないこと。

## 2 応募方法

応募に当たっては、次の書類を最寄りの地域県民局地域農林水産部（以下「地域農林水産部」という。）へ持参又は郵送してください。

- (1) 応募書（様式1）
- (2) 事業実施計画書（青森県農山漁村女性起業課題解決・活躍促進事業費補助金交付要綱に定める様式のとおり）
- (3) 農林水産業の起業活動の概要が分かる資料
- (4) 補助対象経費の内容を明らかにする見積書、設計書、積算資料
- (5) 直近の収支決算書等の写し（作成していない場合にはこれに代わる資料）
- (6) 申請者が団体の場合は、当該年度の収支予算書等の写し並びに組織及び運営に関する規約等の写し等
- (7) 申請者が個人の場合は、市町村長が発行する個人住民税の納税証明書の写し（前年度分を各市町村窓口で申請してください。）

## 3 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募書（様式1）に添付資料名を記載し、チェックしてください。（）
- (2) 提出された応募書類等は返却しません。

## 4 審査方法

- (1) 県関係各課等で構成される審査員による書類審査により、補助事業者を決定します。
- (2) 審査に際して別途資料の追加等を依頼する場合があります。

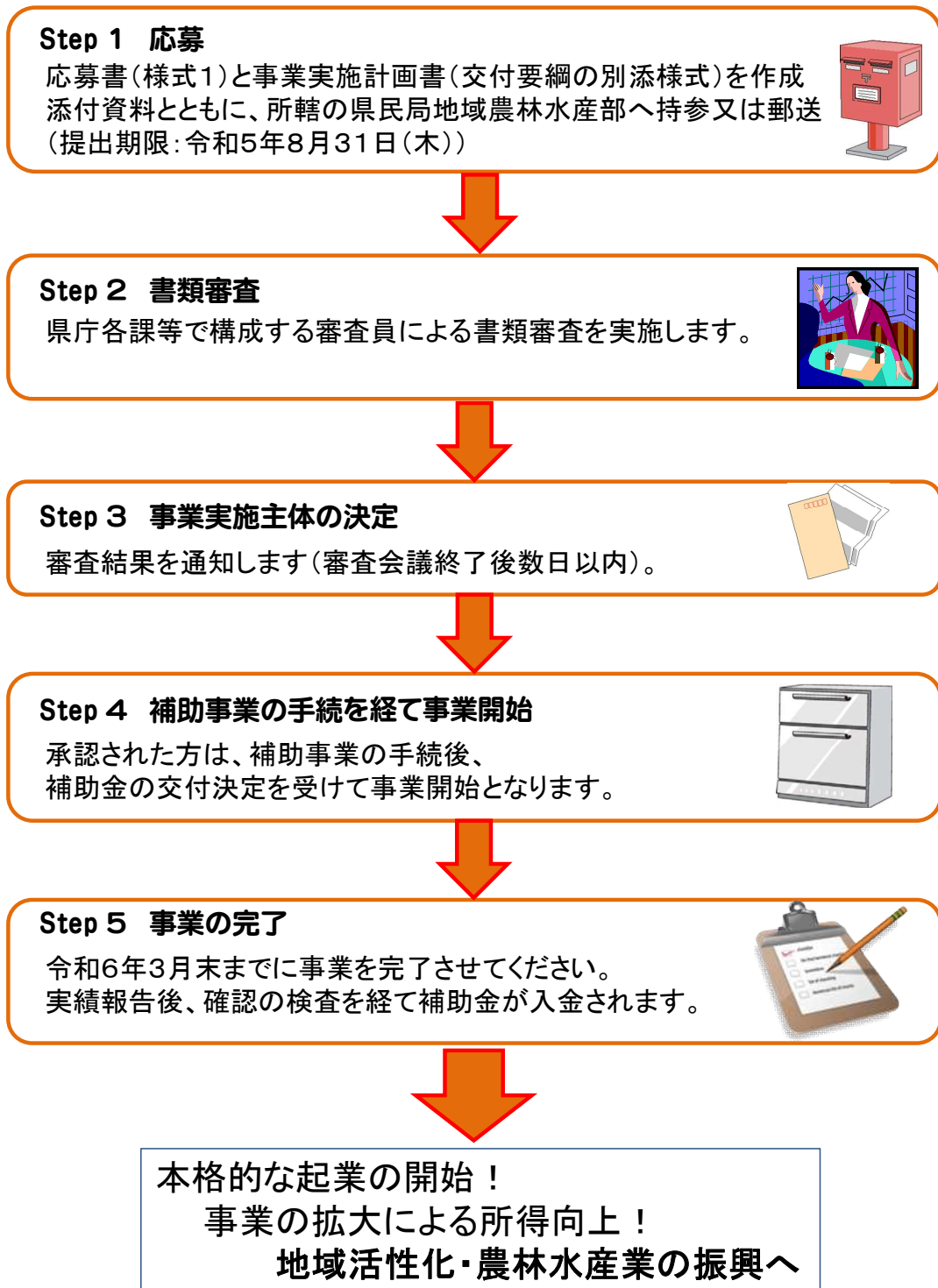
## 5 審査結果の通知

申請者には、審査結果を文書でお知らせします。

## 6 スケジュール

- (1) 募集期間：令和5年7月18日(火)～8月31日(木)  
※郵送の場合は、必着
- (2) 書類審査等：令和5年9月上旬
- (3) 審査結果の通知：審査後数日以内  
採択決定後の事務手続については、実施主体に別途通知します。

## 農山漁村女性起業課題解決・活躍促進事業の流れ



## 7 お問い合わせ先

本事業の内容及び申請に関する質問等に関しては、下記の機関で受付しています。

### (1) 本事業全般に関する質問

機 関 名	住 所	TEL・FAX
青森県農林水産部農林水産政策課 農業改良普及グループ	〒030-8570 青森市長島1丁目1-1	TEL 017-734-9473 FAX 017-734-8133

### (2) 応募先

地域	機 関 名	住 所	電話・FAX
東青	東青地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒030-0801 青森市長島2丁目10-3 青森フコク生命ビル6階	TEL 017-734-9990 FAX 017-734-8305
中南	中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒036-8345 弘前市蔵主町4	TEL 0172-33-4821 FAX 0172-34-4390
三八	三八地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒039-1101 八戸市尻内町鴨田7	TEL 0178-23-3794 FAX 0178-27-3323
西北	西北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒037-0046 五所川原市栄町10	TEL 0173-35-5727 FAX 0173-33-1345
上北	上北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12	TEL 0176-23-4281 FAX 0176-25-7242
下北	下北地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室	〒035-0073 むつ市中央1-1-8	TEL 0175-22-2685 FAX 0175-22-3212

なお、下記ホームページアドレスにおいて、公募要領、実施計画書の様式等をダウンロードできますので御利用ください。

○令和5年度青森県農山漁村女性起業課題解決・活躍促進事業の募集のページ  
<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/nosui/R5challenge.html>

(様式1)

整理 No.	
受付日	令和5年 月 日

## 令和5年度青森県農山漁村女性起業課題解決・活躍促進事業 応募書

青森県知事 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(又は団体名及び代表者名)

令和5年度青森県農山漁村女性起業課題解決・活躍促進事業公募要領に基づき応募します。

下記の関係書類を添えて応募します。

記

チェック欄	提出書類
<input type="checkbox"/>	1 事業実施計画書 <別添のとおり>
	2 添付資料
<input type="checkbox"/>	① 例) 起業活動の概要
<input type="checkbox"/>	② 例) 対象経費の見積書等
<input type="checkbox"/>	③ 例) 納税証明書の写し
<input type="checkbox"/>	④